

港湾空港技術研究所研究生受入規則

平成17年3月31日
研究所規則第8号

一部改正	平成23年3月30日	研究所規則第2号
一部改正	平成26年4月1日	研究所規則第3号
一部改正	平成27年4月1日	研究所規則第3号
一部改正	平成28年4月1日	研究所規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）が、大学院に在籍する学生であって、博士論文又は修士論文執筆のための研究を目的とする学生を受入ることにより、大学院における人材養成に寄与することを目的とする。このため、研究生の受入れに関しては、別に定めのある場合のほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 研究生とは、大学院に在籍する学生であって、博士論文又は修士論文執筆のための研究を目的として研究所に受入る者をいう。ただし、当該研究は、研究所の試験研究に資するものでなければならない。

(研究生の受入)

第3条 研究監、センター長または特別研究主幹（以下「推薦者」という。）は、研究生を受入れようとするときは、別に定める研究生推薦書、研究生受入申請書、研究計画書、研究生身元保証書を提出して、所長の承認を得なければならない。

2 所長は、前項の承認にあたり、当該学生が在籍する大学院に別に定める研究生受入承諾書を送付し、同意書を受領するものとする。

(研究生受入の取消)

第4条 研究所は次の各号に該当する場合には研究生の受入れを取り消すことができる。

- 一 申請者より中止の申し出があった場合
- 二 研究生が疾病、その他の事由により研究を続けることが困難な場合

(監督者)

第5条 所長は当該研究生の監督者を部内の職員から指名するものとし、監督者は研究生の研究を指導し、当該研究に従事させるものとする。

(研究の報告)

第6条 監督者は、研究が終了したときは、別に定める研究報告書を所長に提出するものとする。

(研究の発表)

第7条 研究生が研究によって得られたデータ等を利用し、論文等を発表するときは監督者の許可を得なければならない。

(成果の取扱)

第8条 研究生の研究の成果について発明があった場合は、その発明に係る特許を受ける権利、又は特許権は研究所に帰属するものとする。

(賠償責任)

第9条 研究生が故意又は重大な過失により施設、設備及び消耗品等に損害を与えた場合には、研究生又は当該研究生が在籍する大学院は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、所長は、諸般の事情を考慮して必要があると認める場合は、賠償の全部又は一部を免じることができる。

(免責)

第10条 研究生が研究の期間中に受けた傷病及び損害並びに研究生が与えた被害について、研究所は、研究所の責に帰すべき事由により発生したものを除き、いかなる事由によるものであってもその賠償の責を負わないものとする。

(研究等の中止)

第11条 研究所は、研究生受入の期間中に当該研究を継続することにより他の研究活動、その他の業務に支障が生じ、又は天災その他やむを得ない理由が生じたため、当該研究を継続することが困難となった場合は、研究生又は当該研究生が在籍する大学院と協議のうえ、当該研究等を中止させることができるものとする。

2 研究所は、研究生が研究所の定める事項等を遵守しないときは当該研究を中止させることができる。

3 研究所は第1項、及び第2項により研究を中止させるときは、研究生及び当該研究生が在籍する大学院に別に定める研究中止通知書により通知する。

(実施細目)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究所細則で定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日 規則第2号・一部改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日 規則第3号・一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日 規則第3号・一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日 規則第1号・一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。